

**特別企画: 第三者委員会設置状況の実態調査**

## 過去 5 年間の設置件数は 127 社・132 件

～ 設置理由トップは、加ト吉などの「架空取引」の 26 件 ～

### はじめに > >

昨今、コンプライアンスの重要性が高まる中、オリンパスの粉飾や大王製紙の役員横領など不祥事や事故などで第三者委員会を設置する例が増えている。

第三者委員会は、当該企業の自浄能力の不足などを背景に、「中立性」を担保とする目的で設置され、弁護士や公認会計士が関わる例が殆どである。

帝国データバンクは、2007 年 1 月～2011 年 12 月の 5 年間に、不祥事や事故などを理由に第三者委員会を設置した上場企業 127 社の事例 132 件を調査分析した。

当調査は今回が初めて。

第三者委員会は、当該企業が設置したもので、政府が設置した場合は除く。

主に社内のメンバーで構成される社内調査委員会は除いた。

親子上場の場合、同一事象で第三者委員会を設置した場合、設置した企業で集計した。

ただし、双方で設置された場合は、双方とも集計した。

### 調査結果 > >

- ・ 設置理由で最も多いのは、社員が循環取引や売上計上の前倒しなどにかかわった「架空取引」の 26 件
- ・ 単独ではジャスダックの 28 社が最多。複数上場では、東証 1 部の 49 社
- ・ 設置件数が最も多かった年は 2010 年の 37 件
- ・ 第三者委員会で、最も多い名称は「外部調査委員会」の 34 件
- ・ 弁護士は 264 名以上、公認会計士は 130 名以上、弁護士兼公認会計士は 3 名以上が参加
- ・ 第三者委員会を設置した企業で、上場廃止となったのは 33 社。内 11 社が法的整理となり、その 11 社のうち 6 社が粉飾により第三者委員会を設置

## 1. 設置理由 ～「架空取引」が26件でトップ

設置理由で最も多いのは、社員が循環取引や売上計上の前倒しなどにかかわった「架空取引」の26件。

2位は、役員が粉飾決算にかかわった「粉飾」の23件。

3位は、子会社の社員が架空取引にかかわった「子会社架空取引」の15件。

4位は、社員が資産の償却不足や資産水増しなどで利益を増加させた「利益水増し」の10件。

5位は、子会社社員が利益水増しにかかわった「子会社利益水増し」の8件。

6位は、資金調達が不適切だったと疑われる「不適切ファイナンス」の6件。

7位は、役員が企業の資金を横領した「役員横領」の5件。なお、社員による「横領」が2件にとどまったのは、第三者委員会を設置する必要性が無いと判断されたものと思われる。

8位は、投資先の適性が問われた「投資」の4件。

9位は、融資先の適正が問われた「不適切融資」の3件。

同9位は、インサイダー取引が問われた「インサイダー」の3件。

| 順位 | 理由        | 件数  |
|----|-----------|-----|
| 1  | 架空取引      | 26  |
| 2  | 粉飾        | 23  |
| 3  | 子会社架空取引   | 15  |
| 4  | 利益水増し     | 10  |
| 5  | 子会社利益水増し  | 8   |
| 6  | 不適切ファイナンス | 6   |
| 7  | 役員横領      | 5   |
| 8  | 投資        | 4   |
| 9  | 不適切融資     | 3   |
| 9  | インサイダー取引  | 3   |
| 11 | 横領        | 2   |
| 11 | シンポジウム    | 2   |
| 11 | 郵便法違反     | 2   |
| -  | その他       | 23  |
|    | 合計        | 132 |

## 2. 市場 ～単独ではジャスダックの28社が最多。複数上場では、東証1部の49社

第三者委員会を設置した企業は、単独上場ではジャスダックの28社が最多となった。

他市場との重複上場も含めると、東証1部が最大の49社となった。

なお、複数回設置している企業で、その間に市場替している場合は、市場替後で集計した。

| 市場        | 社数 | 市場           | 社数  |
|-----------|----|--------------|-----|
| ジャスダック    | 28 | 札証アンビシャス     | 3   |
| 東1        | 25 | 東1、大1、名1、札、福 | 1   |
| 東証マザーズ    | 14 | 東1、大1、福      | 1   |
| 東1、大1     | 13 | 東1、大1、札      | 1   |
| 大2        | 11 | 東1、福         | 1   |
| 東2        | 9  | 東2、名2        | 1   |
| 大証ヘラクレス   | 6  | 名2、大2        | 1   |
| 東1、大1、名1  | 4  | 大1           | 1   |
| 東1、名1     | 3  | 札            | 1   |
| 名証セントレックス | 3  | 合計           | 127 |

## 3. 設置年 ～2010年が最多

設置件数が多かった年は2010年の37件。漸増傾向にあるが、2011年は減少に転じた。

| 年  | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 合計  |
|----|------|------|------|------|------|-----|
| 件数 | 23   | 20   | 29   | 37   | 23   | 132 |

#### 4．名称 ～外部調査委員会が34件

第三者委員会で最も多い名称は、「外部調査委員会」の34件だった。

- 2位は、「調査委員会」の32件。
- 3位は、「第三者調査委員会」の22件。
- 4位は、「社外調査委員会」の14件。
- 5位は、「第三者委員会」の10件。
- 6位は、「特別調査委員会」の8件。
- 7位は、「外部委員会」の2件。

| 順位 | 名称       | 件数  |
|----|----------|-----|
| 1  | 外部調査委員会  | 34  |
| 2  | 調査委員会    | 32  |
| 3  | 第三者調査委員会 | 22  |
| 4  | 社外調査委員会  | 14  |
| 5  | 第三者委員会   | 10  |
| 6  | 特別調査委員会  | 8   |
| 7  | 外部委員会    | 2   |
| -  | その他      | 10  |
| -  | 合計       | 132 |

第三者委員会は「中立性」を強調するための名称であるが、社外取締役や社員がメンバーに入っている例も散見された。

なお、同一の委員会でも、当該企業の開示情報内で異なる名称のケースも散見されたが、複数回使用されている名称でカウントした。

また、今回は「社内調査委員会」は集計の対象外としたが、外部の弁護士と公認会計士が委員会のメンバーだった「内部調査委員会」は集計の対象とした。

#### 5．構成メンバー ～弁護士は264名以上

委員会には、弁護士が264名以上、公認会計士が130名以上、弁護士兼公認会計士が3名以上、参加していることが判明した。なお、委員会のメンバー構成について非公開だった企業も散見された。

| 弁護士    | 会計士    | 双方   |
|--------|--------|------|
| 264名以上 | 130名以上 | 3名以上 |

#### 6．上場廃止 ～33社が上場廃止。内11社が法的整理

第三者委員会を設置した企業で、上場廃止となった企業は33社となった。内11社は民事再生又は破産により法的整理となっており、この11社中6社は設置理由が「粉飾」だった。

第三者委員会設置の法的整理企業

| コード  | 市場 | 社名                             | 名称       | 理由         | 設置年月     | 備考            |
|------|----|--------------------------------|----------|------------|----------|---------------|
| 1790 | 大2 | 平和興田(株)                        | 外部調査委員会  | 粉飾         | 2007年12月 | 2009年1月民事再生法  |
| 1880 | 東2 | (株)スルガコーポレーション                 | 外部調査委員会  | 反社会的勢力との関係 | 2008年2月  | 2008年6月民事再生法  |
| 2377 | 大へ | (株)サイバーファーム                    | 特別調査委員会  | 架空取引       | 2008年10月 | 2009年1月破産     |
| 2403 | 東M | (株)リンク・ワン                      | 外部調査委員会  | 粉飾         | 2009年12月 | 2011年4月民事再生   |
| 2731 | 東2 | ニウスコー(株)                       | 調査委員会    | 粉飾         | 2007年11月 | 2008年4月民事再生法  |
| 3801 | 大へ | (株)アスキーソリューションズ 現:エー・エス・アイ(株)  | 特別調査委員会  | 粉飾         | 2007年7月  | 2008年7月民事再生法  |
| 4296 | 大へ | (株)ゼンテック・テクノロジー・ジャパン           | 調査委員会    | 架空取引       | 2008年12月 | 2009年10月民事再生法 |
| 4794 | 東M | デザインエクスチェンジ(株)                 | 第三者調査委員会 | 粉飾         | 2010年7月  | 2011年9月民事再生法  |
| 6660 | 札ア | (株)インネクスト                      | 第三者調査委員会 | 架空取引       | 2011年6月  | 2011年9月破産     |
| 7449 | JQ | 太洋興業(株)                        | 社外調査委員会  | 利益水増し      | 2008年11月 | 2008年12月民事再生法 |
| 9374 | 大2 | トラステックスホールディングス(株) 現:タイガー管理(株) | 特別調査委員会  | 粉飾         | 2008年7月  | 2011年4月破産     |

## まとめ>>

第三者委員会の設置理由は、上位5位までが決算に関わるものである。本来なら、監査法人などの会計監査人が発見・是正・指摘すべき事象で、専門外の弁護士が多く関わっていること自体が異例と言うべきである。

中立性を担保するための第三者委員会なので、先に社内調査委員会で調査した結果を検証する例も多く、経営層に関わる不祥事だと致し方ない面もあるが、さらに屋上屋を重ねたようなものである。また、前述したように、第三者委員会に社内のメンバーが加わっている例もあり、中立性が担保されているのか疑問に思われるケースもある。

企業が設置する第三者委員会は、法的に制度化されたものではなく、それを意味する名称も複数あり、混乱状況とも言える。2010年7月15日に日本弁護士会が定めた「企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインの策定にあたって」(改訂2010年12月17日)では、「第三者委員会の委員数は3名以上を原則とする」としているため、2名以下の委員会では、「第三者委員会」と名乗らないこともありえよう。

第三者委員会を設置した企業には、法的整理に追い込まれた企業もあり、事故ならともかく不祥事で第三者委員会を設置する前に、取締役と監査役の監督責任が厳しく問われるべきであろう。第三者委員会は不祥事が発覚したときの免罪符ではない。

【内容に関する問い合わせ先】 (株)帝国データバンク 東京支社情報部 担当: 車克成

TEL 03-5919-9341 FAX 03-5919-9348

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。